

令和8年度

丹後竹野港防波堤灯台ほか1件施設外壁等特別修繕工事

仕 様 書

第八管区海上保安本部

第 1 章 工事概要

1.1 工事件名	丹後竹野港防波堤灯台ほか 1 件施設外壁等特別修繕工事																														
1.2 工事場所	丹後竹野港防波堤灯台：京都府京丹後市（竹野港防波堤外端） 中浜港第二防波堤灯台：京都府京丹後市（中浜港第二防波堤外端）																														
1.3 工事期間	契約締結の翌日から令和 9 年 1 月 2 9 日																														
1.4 工事概要	以下灯台 2 基について、屋根及び外壁仕上（モルタル下地含む）は全て撤去済みであり、現況は躯体コンクリートの全面にブルーシート養生を施している。 丹後竹野港防波堤灯台の部 灯塔修繕・・・1 基、赤色 <table><tr><td>1 節</td><td>仮設工事</td><td>・・・1 式</td></tr><tr><td>2 節</td><td>防水改修工事</td><td>・・・1 式</td></tr><tr><td>3 節</td><td>外壁改修工事</td><td>・・・1 式</td></tr><tr><td>4 節</td><td>内装改修工事</td><td>・・・1 式</td></tr><tr><td>5 節</td><td>その他工事</td><td>・・・1 式</td></tr></table> 中浜港第二防波堤灯台の部 灯塔修繕・・・1 基、赤色 <table><tr><td>1 節</td><td>仮設工事</td><td>・・・1 式</td></tr><tr><td>2 節</td><td>防水改修工事</td><td>・・・1 式</td></tr><tr><td>3 節</td><td>外壁改修工事</td><td>・・・1 式</td></tr><tr><td>4 節</td><td>内装改修工事</td><td>・・・1 式</td></tr><tr><td>5 節</td><td>その他工事</td><td>・・・1 式</td></tr></table>	1 節	仮設工事	・・・1 式	2 節	防水改修工事	・・・1 式	3 節	外壁改修工事	・・・1 式	4 節	内装改修工事	・・・1 式	5 節	その他工事	・・・1 式	1 節	仮設工事	・・・1 式	2 節	防水改修工事	・・・1 式	3 節	外壁改修工事	・・・1 式	4 節	内装改修工事	・・・1 式	5 節	その他工事	・・・1 式
1 節	仮設工事	・・・1 式																													
2 節	防水改修工事	・・・1 式																													
3 節	外壁改修工事	・・・1 式																													
4 節	内装改修工事	・・・1 式																													
5 節	その他工事	・・・1 式																													
1 節	仮設工事	・・・1 式																													
2 節	防水改修工事	・・・1 式																													
3 節	外壁改修工事	・・・1 式																													
4 節	内装改修工事	・・・1 式																													
5 節	その他工事	・・・1 式																													
1.5 管理者等	契約締結後、次の管理事務所に着工予定、工程状況等の連絡を行うこと。 (a) 管理者 舞鶴海上保安部 交通課 〒624-0940 京都府舞鶴市字下福井 9 0 1 舞鶴港湾合同庁舎 電話 0773-76-4120 (b) 発注元 第八管区海上保安本部 交通部整備課 〒624-8686 京都府舞鶴市字下福井 9 0 1 舞鶴港湾合同庁舎 電話 0773-76-4100																														
1.6 注意事項	(a) 工事の施工は、監督職員と十分連絡を取りながら実施する。 (b) 工事の施工において仕様等に疑義が生じた場合は、受注者のみの判断によらず、監督職員と協議してその対応を決定する。 (c) 工事作業中は、既設灯台及び機器類並びに灯火に影響を及ぼさないよう十分注意して作業を行う。万一、何らかの障害等を与えた場合は速やかに監督職員に連絡するとともに適切な処置を行う。																														

第2章 一般共通事項

2.1 適用範囲	本仕様書、関係法令等に適合するように施工し、該当事項の無いものには適用しない。
2.2 設計図書	(a) 受注者は、設計図書（図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、責任をもって履行する。 (b) 全ての設計図書は、相互に補完する。ただし、設計図書間に相違がある場合の適用の優先順位は、次の(ア)から(オ)の順番のとおりとし、これにより難しい場合は、疑義に対する協議等による。 (1) 現場説明書に対する質問回答書 (2) 現場説明書 (3) 特記仕様書 (4) 図面 (5) 各種工事共通仕様書
2.3 監督職員	監督職員とは、「第八管区海上保安本部長」が任命する職員で、工事請負契約書に規定する監督職員をいう。
2.4 疑義に対する協議	設計図書に明記のない場合又は設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取合い等の関係で、設計図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合又は設計図書に記載されていない見え隠れ部分に不具合が認められた場合は、監督職員と協議する。協議内容に従って施工し、独自の判断で施工してはならない。
2.5 官公署その他の届出手続等	(a) 工事の着手、施工、完成にあたり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出、手続き等は速やかに実施し、工事工程に支障を及ぼさないように注意する。手続きに要する費用は全て受注者の負担とする。 (b) (1)に規定する届出手続き等を行うに当たり、届出内容について、あらかじめ監督職員に報告する。 (c) 関係法令等に基づく官公署その他の関係機関の検査に必要な資機材、労務等を提供する。
2.6 工事实績情報システム（CORINS）への登録	請負金額が500万円以上の場合は、登録内容について、あらかじめ監督職員の確認を受けた後、次に示す期間内に登録機関へ登録申請を行う。ただし、期間には、行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年法律第 91 号)に定める行政機関の休日は含まない。 登録後は、登録されたことを証明する資料を監督職員に提出する。 (1) 工事受注時 契約締結後 10 日以内 (2) 登録内容の変更時 変更契約締結後 10 日以内 (3) 工事完成時 工事完成後 10 日以内
2.7 工事現場の安全衛生管理	(a) 工事現場の安全衛生に関する管理は、安全衛生責任者が、関係法令等に従ってこれを行う。 (b) 工事現場においては常に整理整頓を行い、危険箇所等の点検を行うなど、事故の防止に努める。 (c) 海上や防波堤上で施工を行う場合は、作業時及び移動時に、海中転落等に十分注意するとともに、ライフジャケットの着用、救助用ロープの準備をするなど事故防止措置を講ずる。 (d) 作業船等が船舶の輻輳している区域を航行又はえい航する場合、作業許可条件及び作業許可にあたって当局係官 から指示のあった事項を遵守するほか、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。

	(e) 作業船機械器具が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。なお、故障により二次災害を招く恐れがある場合は、直ちに応急の措置を講じるとともに監督職員及び関係官公庁に通知しなければならない。
2.8 災害及び公害の防止	工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、関係法令等に従い適切に処置するとともに、特に下記の事項を守らなければならない。 (1) 第三者に災害を及ぼしてはならない。 (2) 公害の防止に努める。 (3) 細心の注意をもってしても、災害又は公害の発生のおそれがある場合の処置については、監督職員と協議する。 (4) 気象、海象の変化に注意し、事故の防止に努める。 (5) 機械器具等の取り扱いに注意し、事故の防止に努める。
2.9 臨機の処理	災害又は公害が発生した場合及び発生するおそれのある場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちにその経緯を監督職員に報告する。
2.10 養生	既存部分、施工済み部分、未使用材料等で、汚染又は損傷のおそれがあるものは、適切な方法で養生及び保護を行う。
2.11 後片付け	工事完成に際しては、建築物等の内外の後片付け及び清掃を行う。
2.12 実施工程表	工事着工に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受ける。
2.13 施工計画書	工事着工に先立ち、工種別に、材料、工法、品質管理等を具体的に定めた施工計画書を作成し、監督職員の承諾を受ける。 ただし、施工計画書作成の必要性が少ないものは、監督職員の承諾を受けて省略することができる。
2.14 施工図、現寸図、見本等	施工図、現寸図、見本等は、必要に応じて速やかに提出し、監督職員の承諾を受ける。 ただし、作成の必要性が少ないものは、監督職員の承諾を受けて省略することができる。
2.15 専門工事業者への指示	2.12、2.13 及び 2.14 により作成した図書等は、関係する専門工事業者に周知徹底する。
2.16 材料	(a) 材料は新品とし、監督職員の検査を受けて合格したもの又は 2.18 により使用承諾を受けたものとする。 (b) 設計図書に「JIS(日本産業規格)の規格品」と指示された材料は、JIS マークの表示のあるもの又は JIS の規格証明書の添付されたものとする。 (c) 調合を要する材料は、調合表を監督職員に提出して、承諾を受ける。
2.17 材料搬入の報告	材料の搬入ごとに、その材料が設計図書に定められた条件に適合することを確認し、必要に応じ、証明となる資料を添えて、監督職員に報告する。 ただし、軽易な材料については、監督職員の承諾を受けて、報告を省略することができる。

2.18 材料の検査	(a) 材料は、種別ごとに監督職員の検査を受ける。 ただし、軽易な材料については、監督職員の承諾を受けて省略することができる。 (b) 合格した材料と同じ種類の材料は、監督職員が特に指示する材料を除き、以後の使用を承諾されたものとする。
2.19 材料の検査に伴う試験等	(a) 試験は、下記の場合に行う。 (1) 設計図書に定められた場合。 (2) 試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合。 (b) 供試体は、監督職員の承諾を受けて作製する。 (c) 試験は、公的試験所、その他の試験所、工事現場等適切な場所で行い、その場所の決定にあたっては、監督職員の承諾を受ける。 (d) 試験が完了したときは、その試験成績書を速やかに監督職員に提出する。
2.20 施工	施工は、設計図書並びに 2.12、2.13 及び 2.14 による監督職員の承諾を受けた実施工程表、施工計画書、施工図及び現寸図等に従って行う。
2.21 施工の検査	監督職員の検査は、下記の場合に行う。 ただし、これによることが困難な場合は、別に指示する。 (1) 設計図書に定められた場合。 (2) 監督職員の指定した工程に達した場合。
2.22 施工の立ち合い	監督職員の立会いは、下記の場合に行う。 (1) 設計図書に定められた場合。 (2) 監督職員が特に指示する場合。
2.23 施工の検査に伴う試験等	(a) 試験は、下記の場合に行う。 (1) 設計図書に定められた場合。 (2) 試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合。 (b) 供試体の作製及び試験所等は、2.19 による。
2.24 他工事との出合	他の受注者によって施工される工事との出合いとなる場合、監督職員の指示に従い、関係受注者間において十分協議を行い、相互に円滑な工事の実施に努めなければならない。
2.25 工事報告	工事の進捗、材料の搬入・搬出、船舶・機械の運転日、作業別人員数、気象状況等を記載した報告書を毎週作成し、監督職員に提出する。
2.26 工事写真	(a) 工事着工前から工事完成までに撮影した写真は、施工順にアルバムに整理する 特に、工事完成後、地中に埋設される部分や、外部から確認することができない部分の撮影を忘れないよう十分注意するとともに、被写体の寸法が判明するよう、スケールポール又は箱尺等を同時に撮影する。 (b) 工事写真の仕様は、次による。 ただし、これによりがたい場合は、監督職員と協議する。 (1) 工事写真は、原則デジタル写真とする。

	(2) 色彩は、カラーとする。 (3) 有効画素数は、300 万画素以上とする。 (4) 大きさは、1,200×900 ピクセル程度から 2,000×1,500 ピクセル程度とする。 (5) ファイル形式は、JEPG とする。
	(c) 工事写真の提出部数及び形式は次による。 (1) 工事写真は原則として、原本及びアルバムを工事完成時に各 1 部提出する。 (2) 原本は、電子媒体（撮影時の JPEG）とする。 (3) アルバムは、監督職員との協議により紙媒体又は電子媒体とする。
2.27 完成写真	(a) 完成写真は、正面・側面等 2～3 方向から撮影する。 (b) 写真の仕様は、2.26(b)による。
2.28 竣工検査	現場代理人は検査に立会い、検査又は試験の結果、当該目的物が完成された場合以外は、検査職員の指示に従い、受注者の負担において適切な措置を講じなければならない。
2.29 官給品等	(a) 本工事において官給品がある場合は、現場代理人又は主任技術者は下記の措置を行う。 (1) 官給品の引き渡しを受けるにあたり、事前にその旨を管理者へ連絡する。 (2) 官給品の引き渡しを受ける際には現場に立ち会い、「官給品受領書」を監督職員に 2 部提出する。 (3) 官給品の保管場所、保管方法及び使用状況について指示を受けた場合には、必要な措置を講ずる。 (4) 官給品の使用が終了した際には、「官給品精算書」を監督職員に 2 部提出して確認を受け、引き渡しを行う。 (b) 本工事において撤去品が発生した場合は、現場代理人又は主任技術者は下記の措置を行う。 (1) 撤去品の保管場所、保管方法及び保管状況について指示を受けた場合には、必要な措置を講ずる。 (2) 監督職員の指示する場所に運搬し、「撤去品発生通知書」を監督職員に 2 部提出する。
2.30 発生材の処理	(a) 原則として全て構外に搬出し、関係法令等に従い、受注者の責任において適切に処分する。 (b) 発生材の処分に伴い、適正に処分されたことを証明する産業廃棄物管理票等を監督職員に提出する。 (c) 発生材のうち、売り払い可能な鋼材等のスクラップは、監督職員と協議のうえ、指示された整理・保管方法を取り、調書を添えて監督職員に引き渡す。
2.31 非常の処置	(a) 本工事施工中、当庁の業務に支障をきたしてはならない。 (b) 工事施工のため、やむを得ず業務に支障をおよぼすおそれのある場合は、必ず事前に監督職員に連絡し、その指示を得て施工する。 なお、管理者への連絡は密に行う。
2.32 異常現象への対応	受注者は、施工途中における安全確保のため、異常現象等に対して、下記に示すことなどの必要な措置を講じなければならない。 (a) 天災等に対しては、天気予報等に注意を払い、常に災害を最小限に

	食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。 (b) 作業時に危険を予知した場合は、直ちに作業を中止し、作業員を安全な場所に避難させなければならない。 (c) 異常箇所の点検及び原因の調査等は、二次災害防止のための応急措置を行った後、安全に十分注意して行わなければならない。
2.33 事故災害報告	受注者は、工事の施工中に事故災害が発生した場合、直ちに監督職員に通知するほか、遅滞なく別に定める「事故災害発生報告書」を監督職員に提出しなければならない。
2.34 工事を施工しない日等	受注者は、次のとおり工事を施工しない日や時間帯を定め、作業員等の休日等の確保を適正に行う。ただし、設計図書に定めのある場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。 (a) 行政機関の休日に関する法律に定める行政機関の休日は、施工しない。 (b) 工事を施工しない時間帯は、原則、施工時間は、日出から日没までの間とする。
2.35 完成図書	工事完成後、次の内容を A4 ファイルに整理して、監督職員に1部提出する。電子媒体提出に当たっては、ウィルス対策を実施した上で提出すること。提出した施工図及び施工計画書の著作に関わる当該建物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。 (a) 工事概要 (b) 完成図面（完成図、施工図など）及び CAD データ（DXF 又は JWW） (c) 工事写真及び電子データ（JPEG 等） (d) 契約関係書類（現場代理人通知書、契約工程表、登録内容確認書（工事实績）など） (e) 工事関係図書（施工体制台帳、工程表（実施、週間）、施工計画書（総合、工種別）、使用材料、工事打合せ書、施工報告書、試験成績書、材料証明書、出荷証明書、マニフェストなど） (f) 保全に関する資料（建築物等の利用に関する説明書、機器取扱い説明書、機器性能試験成績書、官公署届出書類、保証書など） (g) その他監督職員が指示するもの。
2.36 告示事項の遵守	(a) 工事中も航路標識機能を維持する必要があることから、仮設材や養生材等による灯火等への障害については、未然に防止する。 (b) 作業は、灯火等の点灯時刻までに完了し、告示事項に障害を与えてはならない。 (c) 工事に伴い、電源遮断等で標識の機能に障害を与えるなど告示事項に変更が生じる作業を行う場合は、変更が生じる日時予定等を事前に監督職員及び管理事務所に連絡して協議し、協議内容に従い、監督職員立会いのもと、実施する。
2.37 灯火の保全	工事実施に際しては、管理事務所と連絡を密にし、灯火の保全には細心の注意をもってあたる。万一、損傷を与えた場合は直ちに監督職員及び管理事務所に報告し、その指示に従う。

第3章 特記仕様

図面及び本仕様書に記載されていない事項や詳細については、次の最新版による。

- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
 - ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
 - ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
 - ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
 - ・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
 - ・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
 - ・建築工事標準詳細図
 - ・営繕工事写真撮影要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
 - ・土木工事共通仕様書（国土交通省）
 - ・電気通信設備工事共通仕様書（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室編集）
 - ・建築工事標準仕様書（JASS）（日本建築学会）
 - ・港湾工事共通仕様書（国土交通省港湾局）
- 全ての設計図書は、相互に補完する。

丹後竹野港防波堤灯台の部

1 節 仮設工事

- | | |
|------------------------|--|
| 3.1.1 工事用電力 | 構内既存施設は、利用できない。 |
| 3.1.2 工事用水 | 構内既存施設は、利用できない。 |
| 3.1.3 現場事務所 | 監督職員事務所は、設けない。 |
| 3.1.4 足場その他 | <p>(a) 足場、作業構台、仮囲い等は、労働安全衛生法、建築基準法、建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）その他関係法令等に基づき、適切な材料及び構造のものとし、適切な保守管理を行う。</p> <p>(b) 外部足場は枠組本足場を標準とし、その場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン（厚生労働省平成 21 年 4 月 24 日）」により、設置については同ガイドラインに基づく働きやすい安心感のある足場とし、二段手すりと幅木の機能を有する部材が備えられた手すり先行専用足場型とするか、または改善措置機材を用いて手すり先行専用足場型と同等の機能を確保するものとする。</p> <p>(c) 外部足場を設ける場合は、防護シートを設置する。なお、防護シートの色及び設置期間について、事前に監督職員に報告すること。</p> |
| 3.1.5 飛散防止等 | 必要に応じて、適切な発生材等の飛散防止の養生及び安全対策等の措置を講じ、発生材の海中転落には十分注意を払う。 |
| 3.1.6 労務、材料、
資材等の運搬 | <p>(a) 陸地から標識までの交通は、徒歩又は船舶（運搬船）とする。</p> <p>(b) 陸地から標識までの材料、資材等の運搬方法は、人力、小車又は船舶（運搬船等）による。</p> <p>(c) 港湾施設への進入、資材等の設置、進入経路等の整備等を行う場合は、事前に港湾管理者に必要な届け出を行い、許可を得る。</p> |

- (d) 工事を実施するための資機材の海上運搬、労務の海上運送に使用する船舶、作業船等に関しては、港湾工事共通仕様書を適切に適用する。
- (e) 使用する船舶（交通船、運搬船等）は、受注者において手配する。
- (f) 工事の履行に際し、海上運送が必要となる場合は、以下の船舶を利用して監督職員、検査職員等を運送する。
 - (1) 受注者所有の船舶
 - (2) 受注者が手配した不定期航路事業で使用する第三者所有の船舶
 - (3) 受注者が手配した定期傭船契約した第三者所有の船舶
- (g) 海上運送法に規定する不定期航路事業で使用する船舶を利用する場合は、届出の写しを監督職員に提出する。また、商法に基づく定期傭船契約した船舶を利用する場合は、契約書の写しを監督職員に提出する。

3.1.7 養生

灯塔内には精密機器等が設置されているため、塵あい等が発生する工程の際は、ビニールシート等による養生を行う。

3.1.8 清掃後片付け

資材及び撤去材などが落下しないように、工事期間中は資材等の整理整頓に努め、工事完了に際しては工事箇所の清掃後片付けを行う。

2 節 防水改修工事

3.2.1 防水下地

モルタル塗り

- (a) モルタルの塗り回数、塗り厚及び仕上げは、次表による。

施工箇所	塗り回数（回）	塗り厚(mm)	仕上げ
防水下地	1	水下30 水上50	金ごて仕上げ

- (b) モルタル塗り養生後、打診検査を実施する。

3.2.2 塗膜防水

- (a) ウレタンゴム系塗膜防水とし、種別はX-2（密着工法）とする。
- (b) 仕上げ塗料塗りは、次表による。

施工箇所	仕上げ塗料
平 面	ふっ素樹脂系、防滑仕様
立上り	ふっ素樹脂系

- (c) 施工は、主材料の製造所の仕様による。
- (d) 使用する材料は、あらかじめカタログ等を監督職員に提出して承諾を得る。

3.2.3 シーリング 打設

- (a) 目地部の軽微な欠損部は、ポリマーセメントモルタル等で補修する。
- (b) シーリング材の種類及び施工箇所は、次表による。

施工箇所	種類
建具・金物周囲	MS-2（変性シリコン系）
コンクリート・モルタルの取り合い部、打ち継ぎ目地	PS-2（ポリサルファイド系）

- (c) シーリングの目地寸法は、既存目地寸法によるものとし、新たに設ける場合は幅10mm、深さ10mmとする。
- (d) 使用する材料は、あらかじめカタログ等を監督職員に提出して承諾

を得る。

3 節 外壁改修工事

3.3.1 外壁下地 モルタル塗替え

(a) 鉄筋が露出している場合は、錆落としを行い防錆塗料を塗布して次の工程に進む。

(b) モルタルの塗り回数、塗り厚及び仕上げは、次表による。

施工箇所	塗り回数(回)	塗り厚(mm)	仕上げ
外壁下地	3	19	木ごて仕上げ

(c) モルタル塗り養生後、打診検査を実施する。

3.3.2 外壁用 塗膜防水

(a) 外壁用塗膜防水材は、JISA6021（建築用塗膜防水材）に基づく外壁用アクリルゴム系とし、仕上げ塗料の種別、塗色は指定のとおりとする。

(b) 各材料の仕様及び施工は製造所の仕様による。

(c) 外壁用塗膜防水材の仕上げの形状及び工法は次表による。

仕上げ塗料	仕上げの形状	工法
ふっ素、※赤色	ゆず肌状 さざ波状	ローラー塗り

※塗色の赤色は、マンセル値 7.5R4/14 とする。

(d) 使用する材料は、あらかじめカタログ等を監督職員に提出して承諾を得る。

3.3.3 各所モルタル 塗替え

(a) モルタル塗り回数、塗り厚及び仕上げは次表による。

施工箇所	塗り回数(回)	塗り厚(mm)	仕上げ
踊場裏モルタル	3	12	金ごて仕上げ
庇裏モルタル			

(b) モルタル塗り養生後、打診検査を実施する。

4 節 内装改修工事

3.4.1 内壁モルタル 塗り

(a) 図示、出入口周囲の内壁モルタル塗りを行う。

(b) モルタルの塗り回数、塗り厚及び仕上げは次表による。

施工箇所	塗り回数(回)	塗り厚(mm)	仕上げ
内壁	3	20	金ごて仕上げ

(c) モルタル塗り養生後、打診検査を実施する。

5 節 その他工事

3.5.1 ノンスリップ 取付け

(a) ノンスリップ（アンカー部含む）の材質は、全てステンレス（SUS304）とする。

(b) 取り付けは、あと施工アンカー（金属拡張タイプ）等で躯体に固定し、隙間にモルタル（1：3）を詰める

3.5.2 外壁養生 シート撤去	(a) 灯塔躯体表面を保護するため張り付けた養生シート（ブルーシート）を撤去し、撤去したシートは構外に搬出し処分する。
---------------------	---

【中浜港第二防波堤灯台の部】

1 節 仮設工事

3.1.1 工事用電力	【丹後竹野港防波堤灯台の部】 1 節 3.1.1 の記載に準ずる。
3.1.2 工事用水	【丹後竹野港防波堤灯台の部】 1 節 3.1.2 の記載に準ずる。
3.1.3 現場事務所	【丹後竹野港防波堤灯台の部】 1 節 3.1.3 の記載に準ずる。
3.1.4 足場その他	【丹後竹野港防波堤灯台の部】 1 節 3.1.4 の記載に準ずる。
3.1.5 飛散防止等	【丹後竹野港防波堤灯台の部】 1 節 3.1.5 の記載に準ずる。
3.1.6 発生材の処分	【丹後竹野港防波堤灯台の部】 1 節 3.1.6 の記載に準ずる。
3.1.7 養生	【丹後竹野港防波堤灯台の部】 1 節 3.1.7 の記載に準ずる。
3.1.8 清掃後片付け	【丹後竹野港防波堤灯台の部】 1 節 3.1.8 の記載に準ずる。

2 節 防水改修工事

3.2.1 防水下地 モルタル塗り	【丹後竹野港防波堤灯台の部】 2 節 3.2.1 の記載に準ずる。
3.2.2 塗膜防水	【丹後竹野港防波堤灯台の部】 2 節 3.2.3 の記載に準ずる。
3.2.3 シーリング 打設	【丹後竹野港防波堤灯台の部】 2 節 3.2.3 の記載に準ずる。

3 節 外壁改修工事

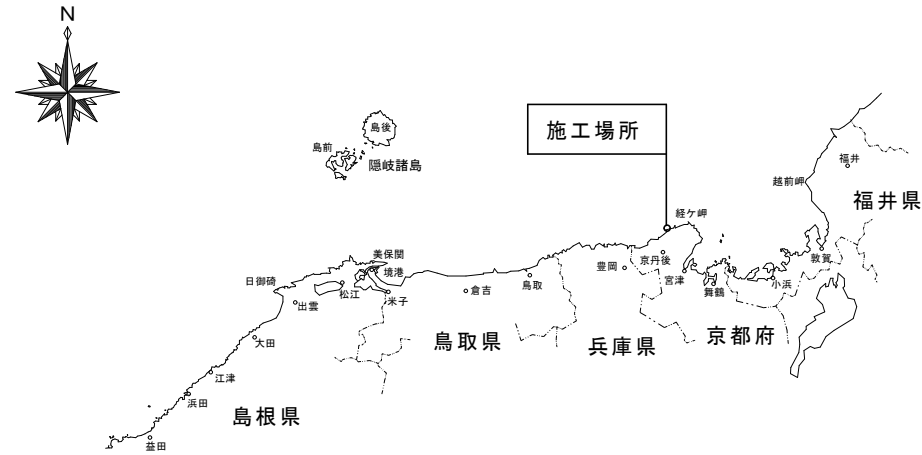
3.3.1 外壁下地 モルタル塗り	【丹後竹野港防波堤灯台の部】 3 節 3.3.1 の記載に準ずる。
3.3.2 外壁用 塗膜防水	【丹後竹野港防波堤灯台の部】 3 節 3.3.2 の記載に準ずる。
3.3.3 各所モルタル 塗替え	【丹後竹野港防波堤灯台の部】 3 節 3.3.3 の記載に準ずる。

4 節 内装改修工事

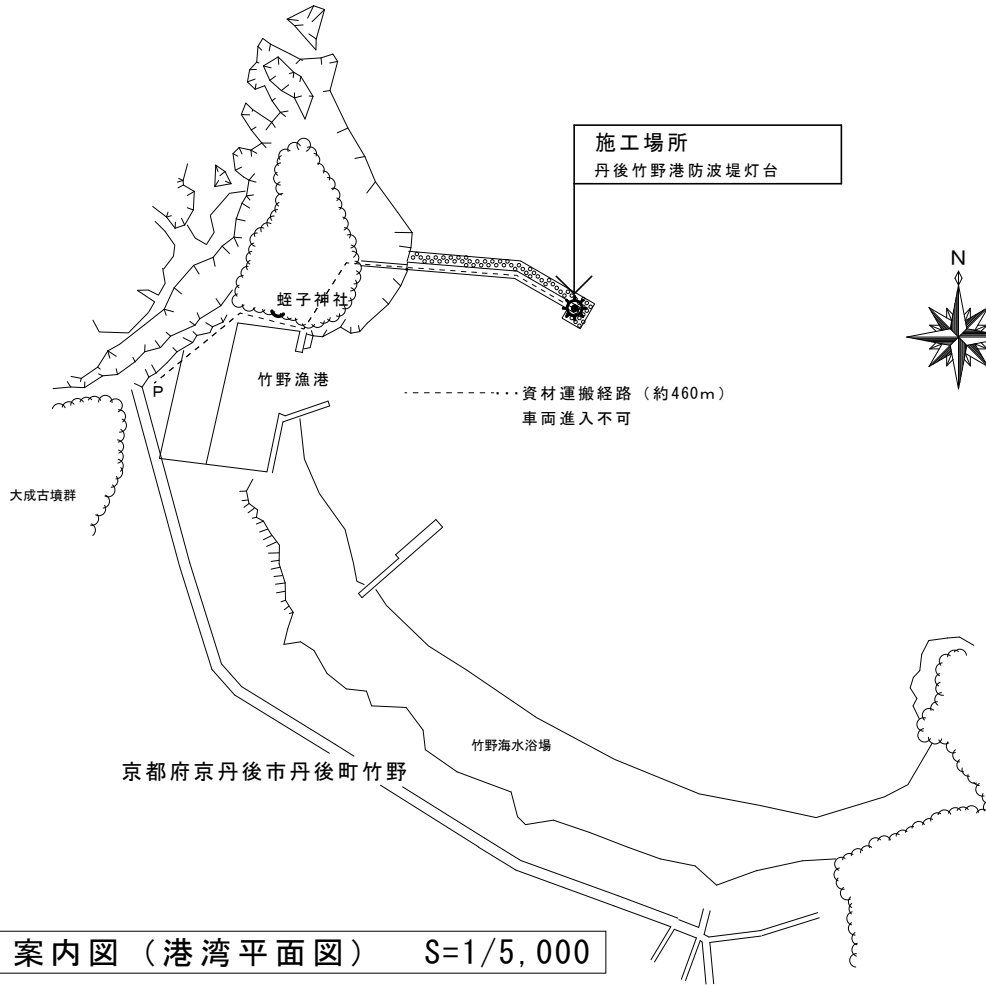
3.4.1 内壁モルタル	【丹後竹野港防波堤灯台の部】 4 節 3.4.1 の記載に準ずる。
--------------	-----------------------------------

5 節 その他工事

- | | |
|------------------------------|--|
| 3.5.1 ノンスリップ
取付け | 【丹後竹野港防波堤灯台の部】 5 節 3.5.1 の記載に準ずる。 |
| 3.5.2 外壁養生
シート撤去 | 【丹後竹野港防波堤灯台の部】 5 節 3.5.2 の記載に準ずる。 |
| 3.5.3 太陽電池架台
足元モルタル
充填 | <ul style="list-style-type: none">(a) 踊場の既設太陽電池架台と踊り場防水モルタルとの隙間にモルタル (1:3) を塗り込み表面を平滑に仕上げる。(ボルト部、縞鋼板部除く) ※鳥の巣づくり防止対策(b) 既設太陽電池架台足元の既設防水モルタルはそのまま残置する。(c) 新たに施工した外壁塗装、モルタル塗りとの取り合い部はシーリング処理を行う。(d) シーリング材は、【丹後竹野港防波堤灯台の部】 2 節 3.2.3 の記載に準ずる。 |
| 3.5.4 既存配電盤
固定 | <ul style="list-style-type: none">(a) 図面に基づき、管制器室内の管制台上に仮置きしている太陽電池装置 B 型配電盤を壁面に固定する。(b) 金属拡張アンカー (SUS304 M10×80 程度) 4 本で、堅牢に固定する。(c) 既設配電盤に接続されている配線 3 本は全て余長があるため、継足し延長は必要ないものとする。 |



位置図 S=1/3,000,000

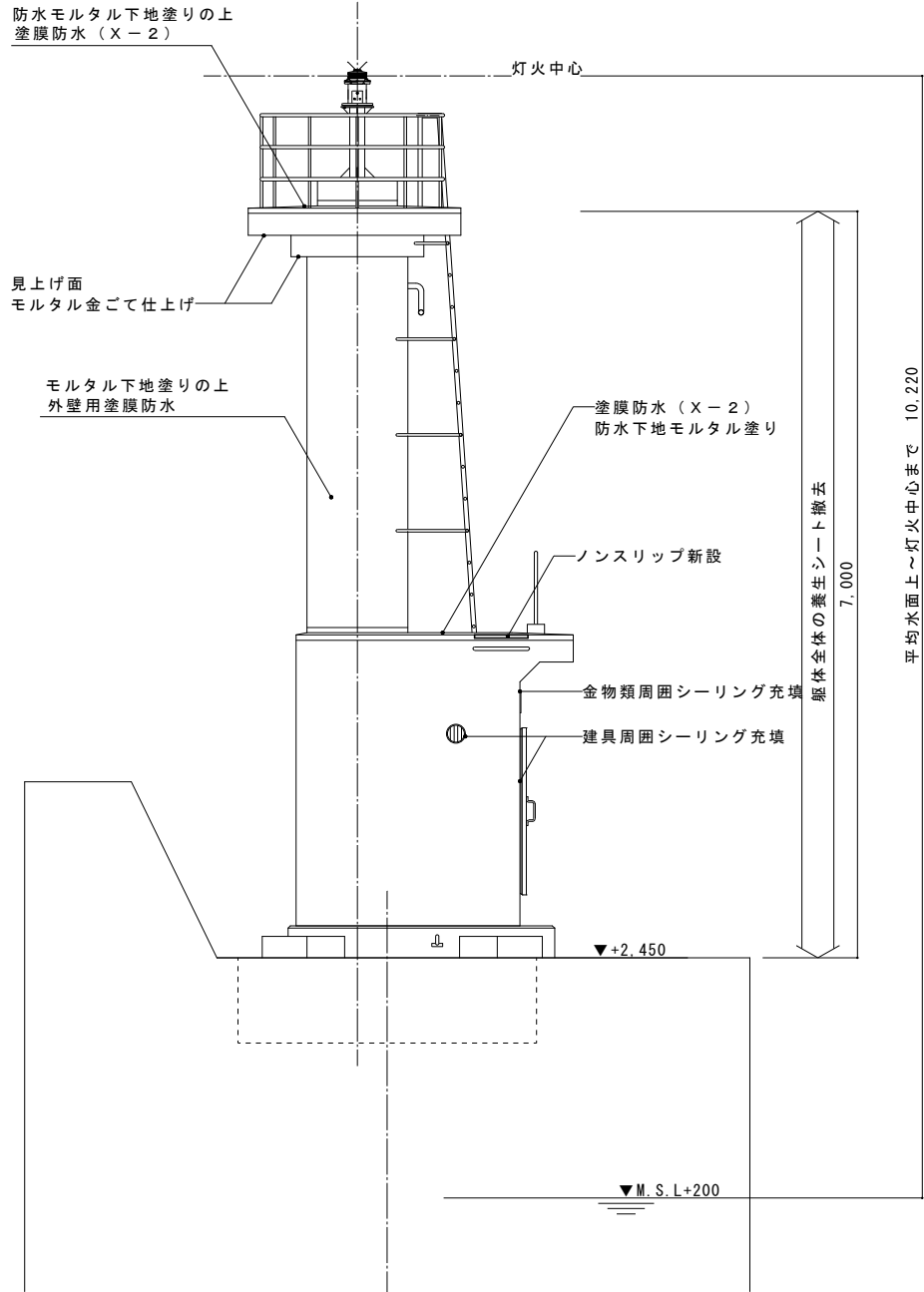


案内図（港湾平面図） S=1/5,000

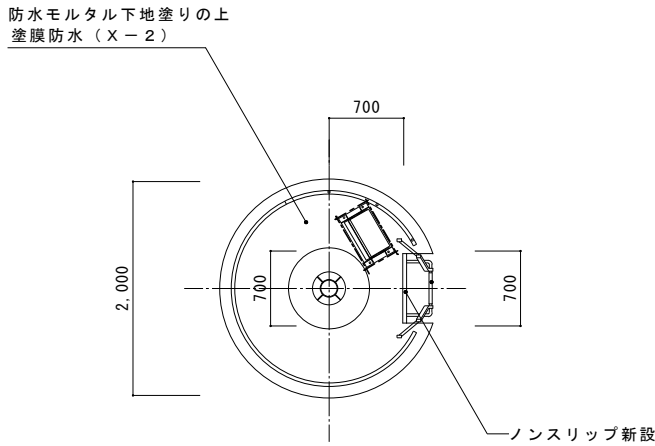
工事概要

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 仮設工事 | : 仮設足場等 |
| 2 | 防水改修工事 | : 踊場上面、管制器室屋根防水（下地調整、モルタル下地塗りの上、全面ウレタン系塗膜防水新設）
: 各所下地処理の上、シーリング充填 |
| 3 | 外壁改修工事 | : 外壁全面塗膜防水（下地調整、モルタル下地塗りの上、外壁用塗膜防水） |
| 4 | 内装改修工事 | : 防水扉周り内壁モルタル補修（見込み） |
| 5 | その他工事 | : ノンスリップ新設、外部養生シート撤去 |

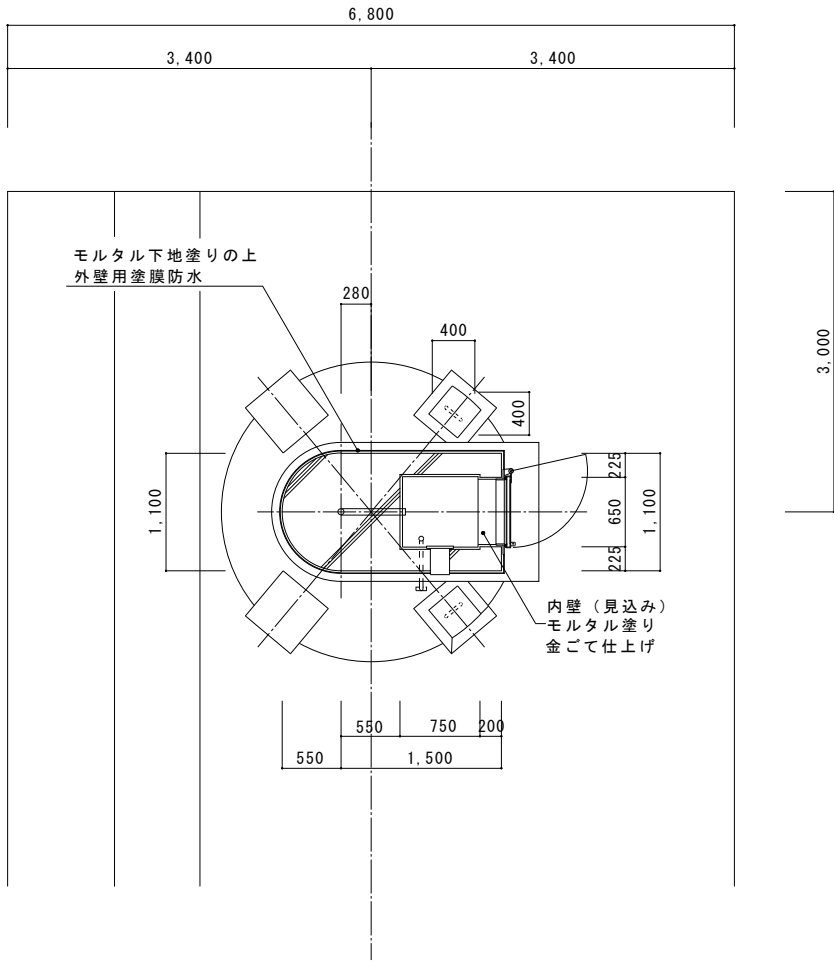
修 繕 図



側面立面図 S=1/50



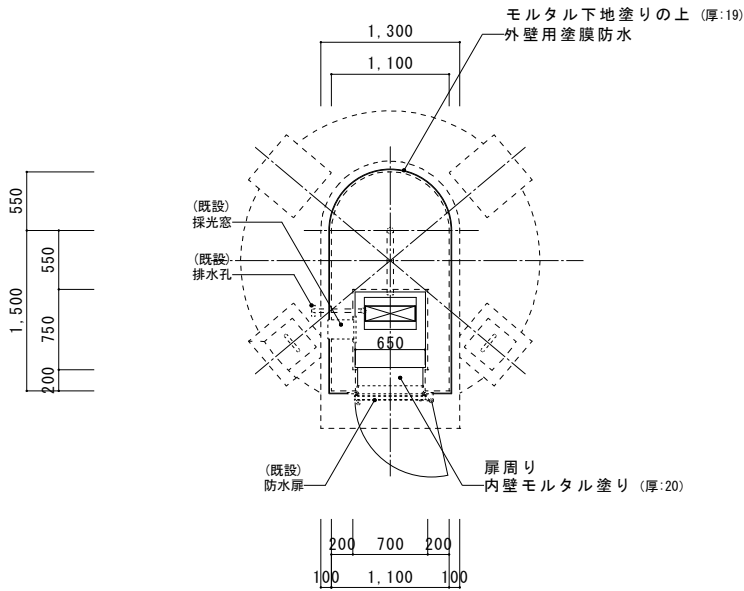
踊場平面図 S=1/50



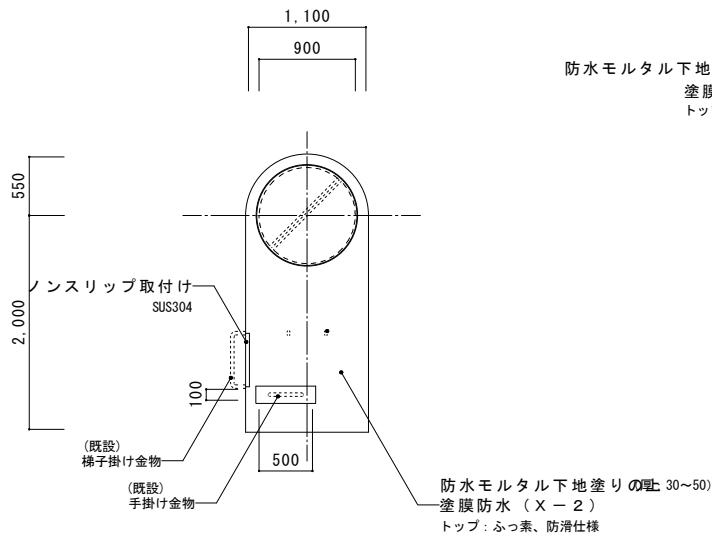
平面図 S=1/50

件 名	丹後竹野港防波堤灯台ほか 1 件施設外壁等特別修繕工事 (丹後竹野港防波堤灯台)			
図面名称	位置図	案内図(港湾平面図)	工事概要	修繕図(概要図)
縮 尺	図 示	設 計	設計年月日	令和 8 年 4 月
		O. Tanaka	図面番号	1 / 5
 第八管区海上保安本部 交通部整備課				

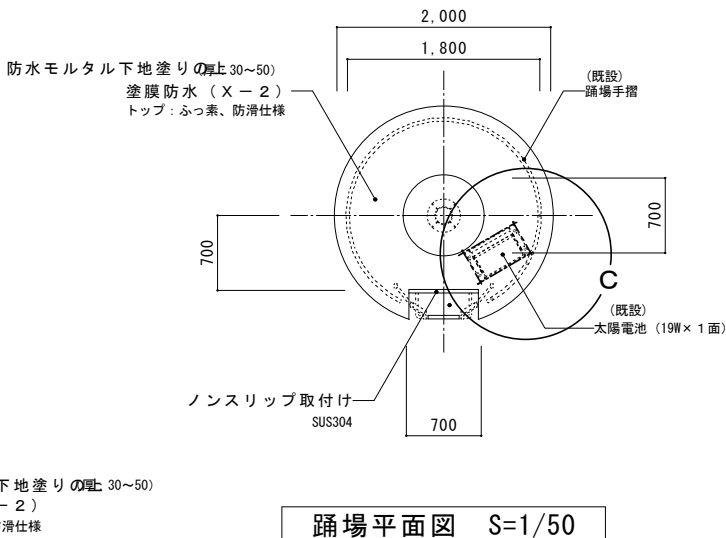
修繕図



平面図 S=1/50

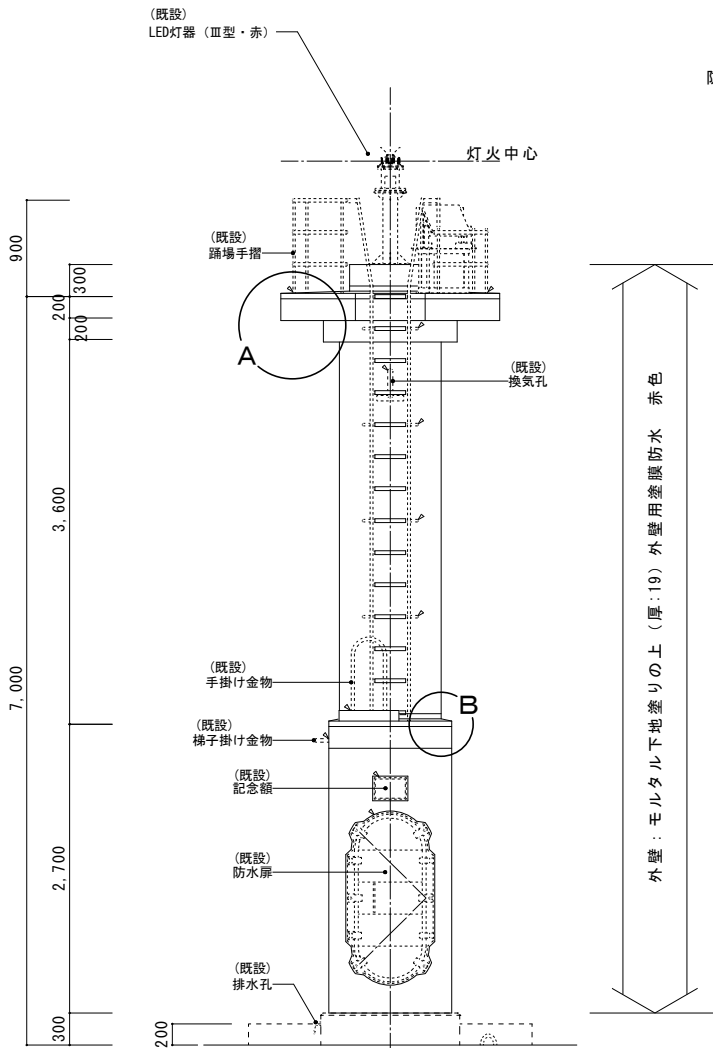


屋根平面図 S=1/50

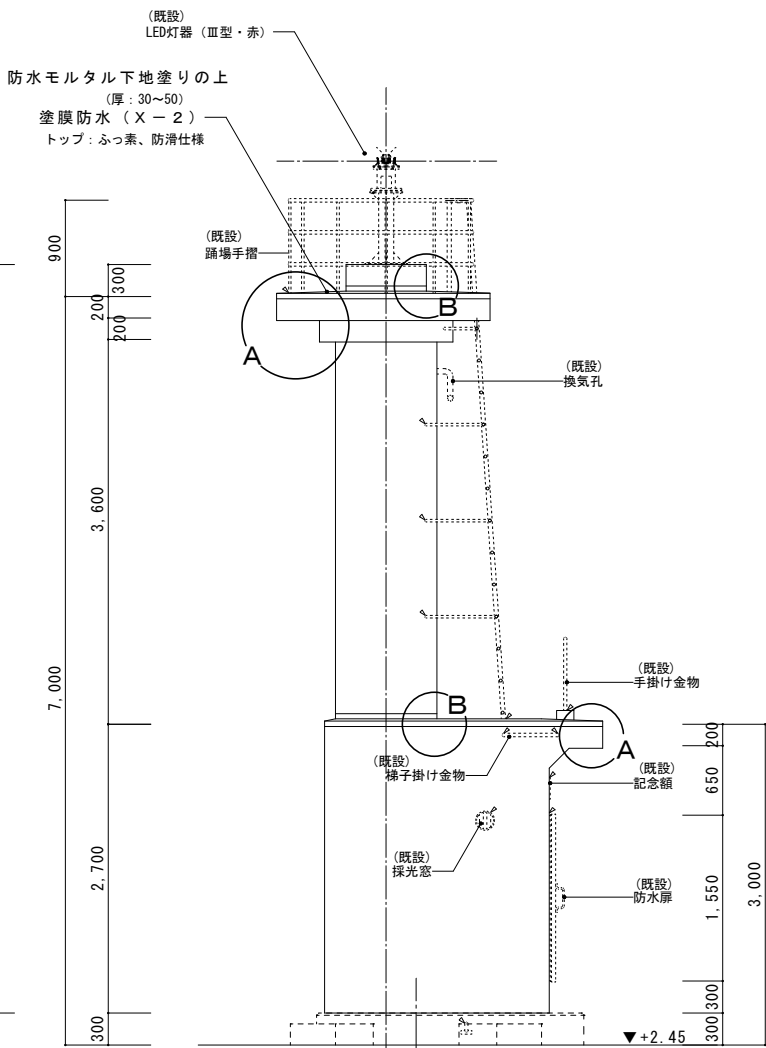


踊場平面図 S=1/50

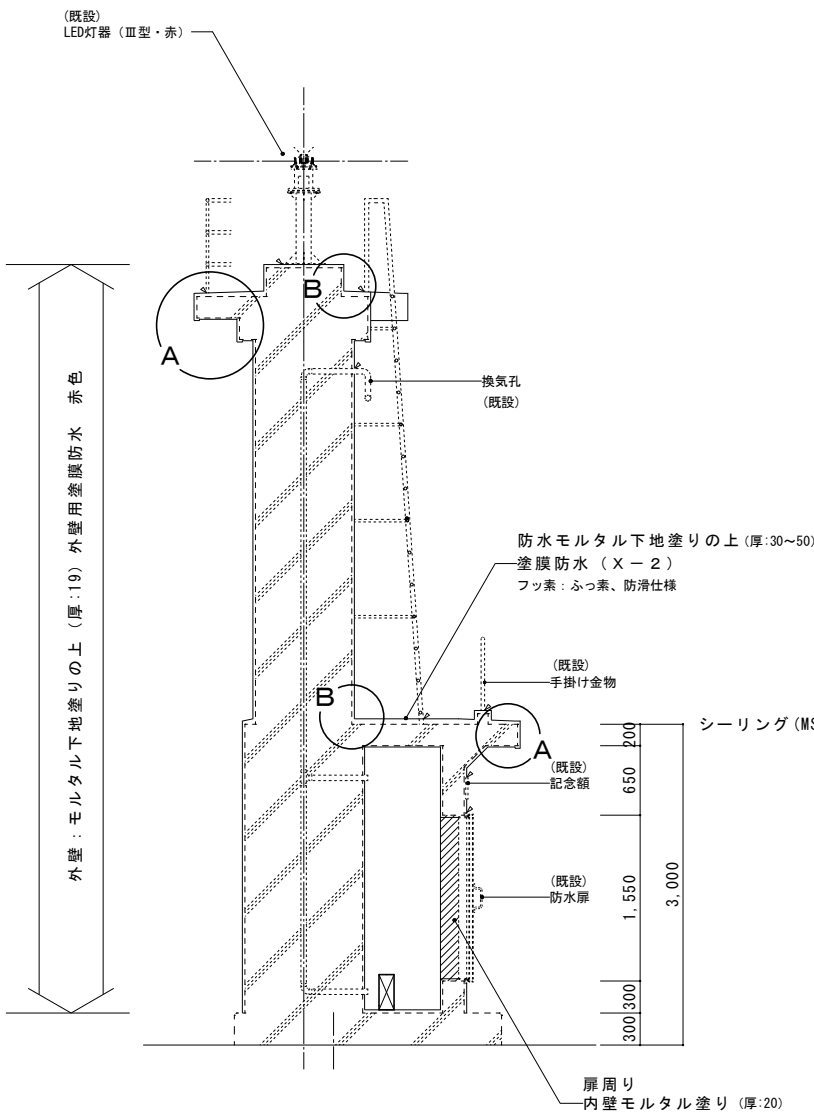
凡例
△・・・シーリング箇所



正面立面図 S=1/50

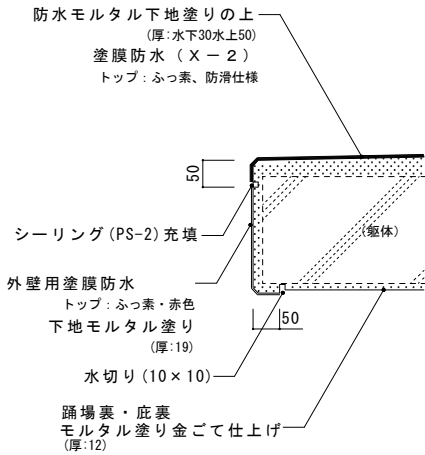


側面立面図 S=1/50

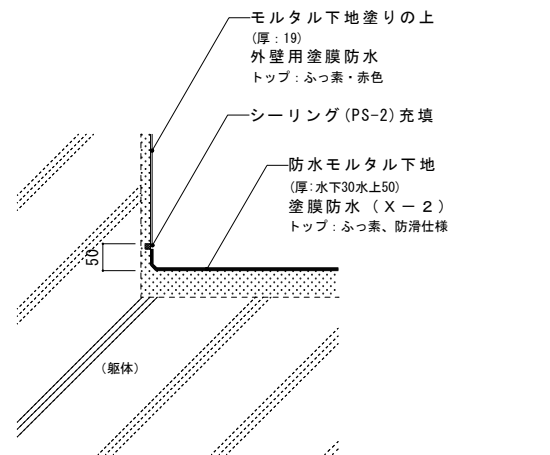


側面断面図 S=1/50

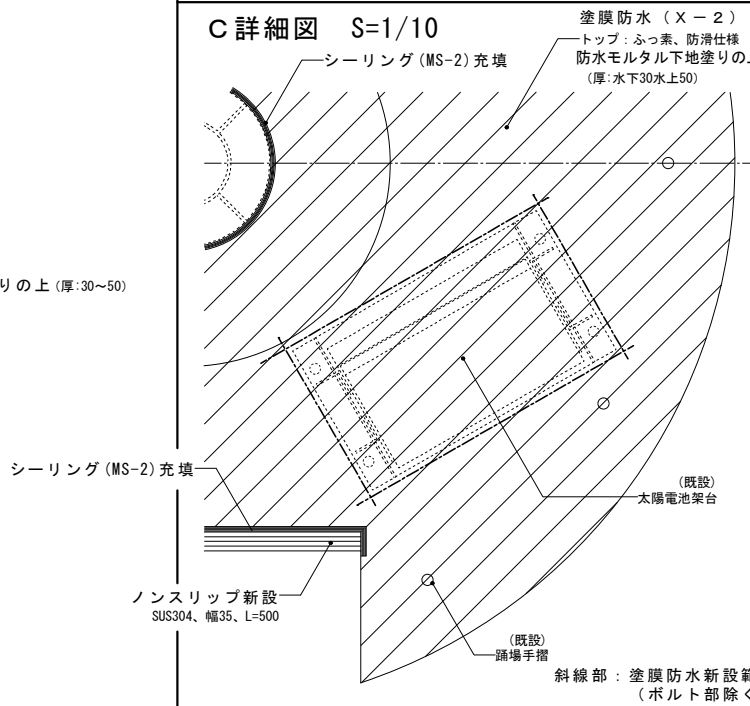
A 詳細図 S=1/10



B 詳細図 S=1/10

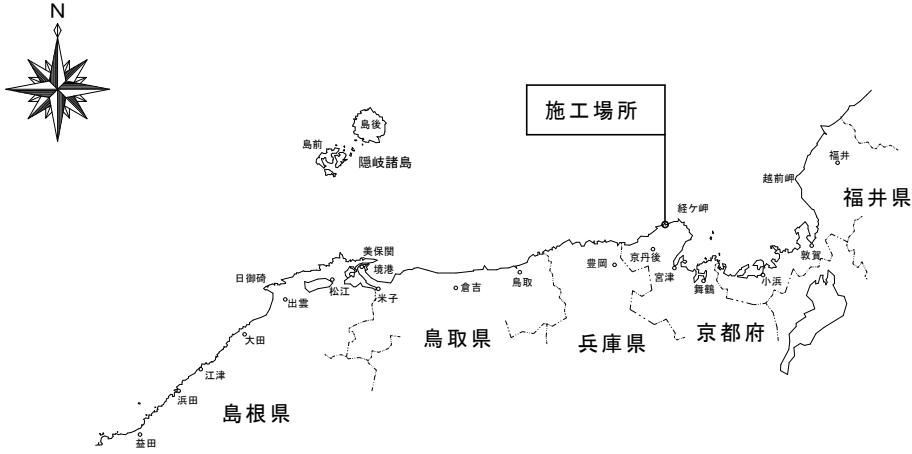


C 詳細図 S=1/10

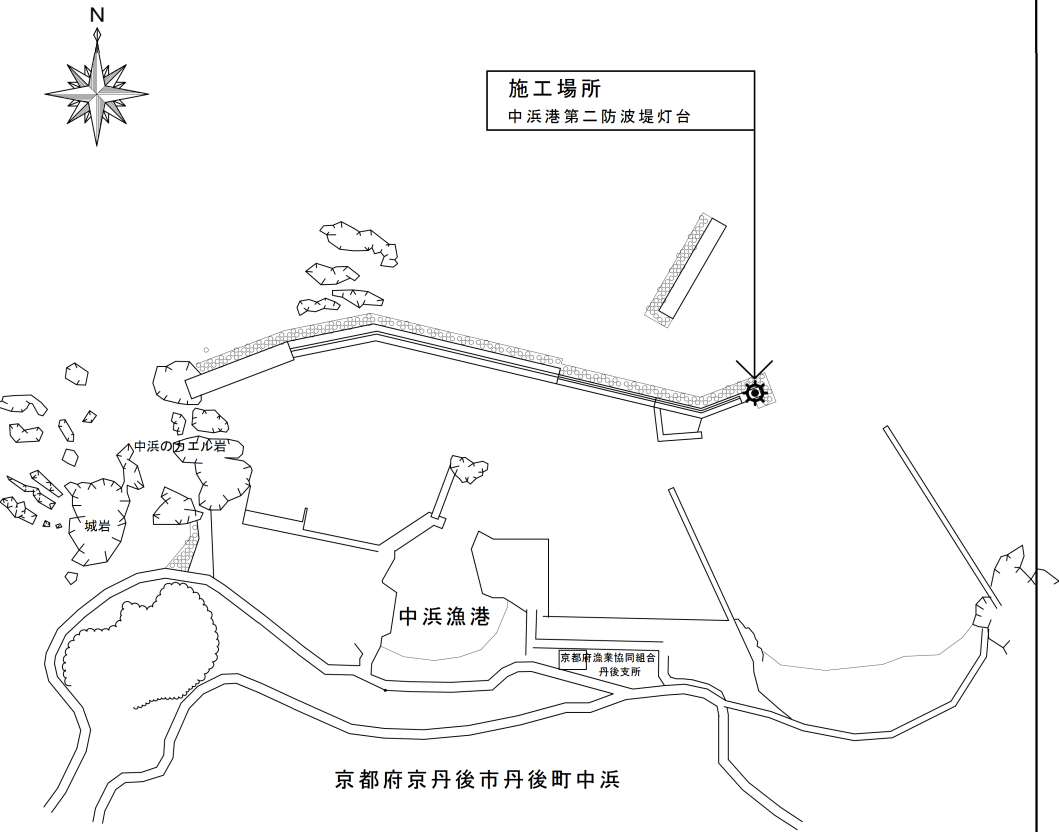


件名	丹後竹野港防波堤灯台ほか1件施設外壁等特別修繕工事 (丹後竹野防波堤灯台)		
図面名称	修繕図	設計年月日	令和8年4月
編尺	図示	設計者	0, Tanaka
		図面番号	2/5
第八管区海上保安本部 交通部整備課			

改 修 図



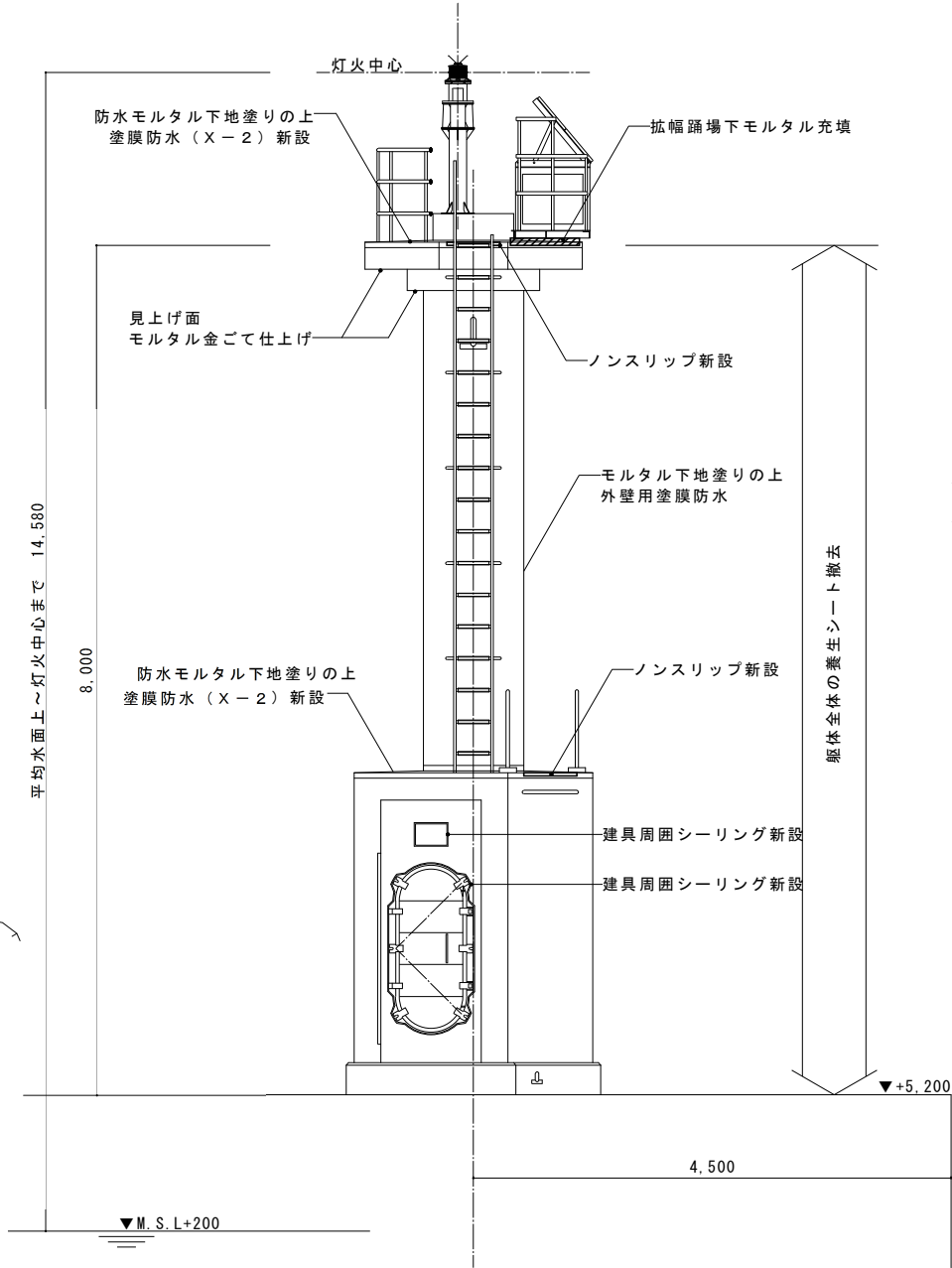
位置図 S=1/3,000,000



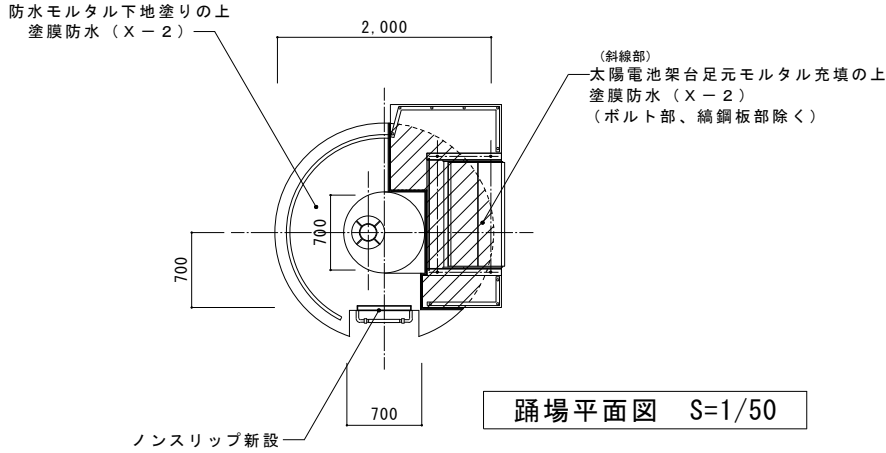
案内図（港湾平面図） S=1/5,000

工事概要

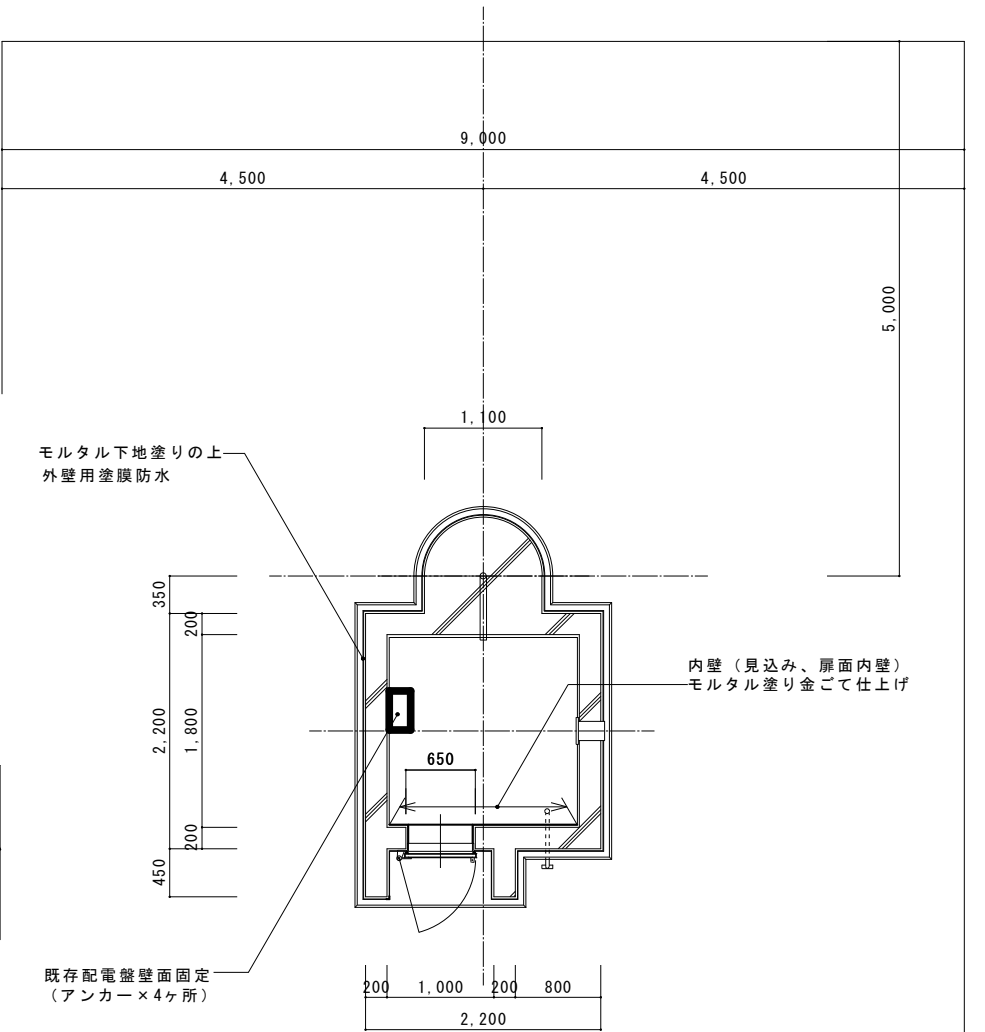
- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 仮設工事 | : 仮設足場等 |
| 2 | 防水改修工事 | : 踊場上面、管制器室屋根防水（下地調整、モルタル下地塗りの上、全面ウレタン系塗膜防水新設）
: 各所下地処理の上、シーリング充填 |
| 3 | 外壁改修工事 | : 外壁全面塗膜防水（下地調整、モルタル下地塗りの上、外壁用塗膜防水） |
| 4 | 内装改修工事 | : 防水扉周り内壁モルタル補修（見込み、扉面内壁） |
| 5 | その他工事 | : 管制器室既存配電盤固定、ノンスリップ新設、外部養生シート撤去、太陽電池架台足元モルタル充填 |



正面立面図 S=1/50



踊場平面図 S=1/50

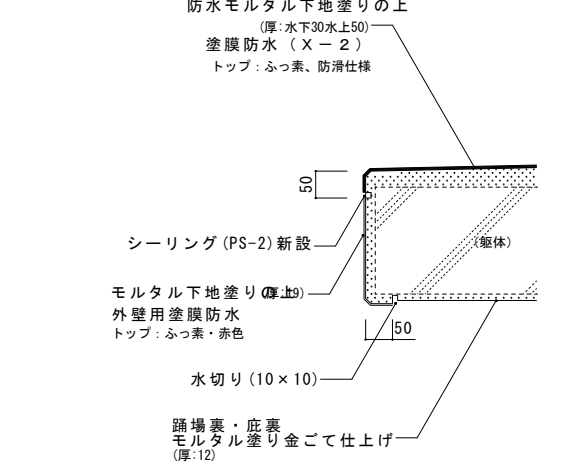


断面平面図 S=1/50

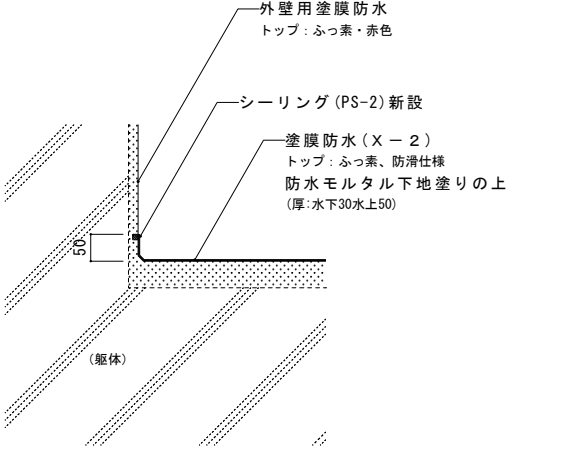
件 名	丹後竹野港防波堤灯台ほか 1 件施設外壁等特別修繕工事 (中浜港第二防波堤灯台)			
図面名称	位置図	案内図(港湾平面図)	工事概要	修繕図(概要図)
縮 尺	図 示	設 計	設計年月日	令和 8 年 4 月
		O. Tanaka	図面番号	3 / 5
 第八管区海上保安本部 交通部整備課				

修 繕 図

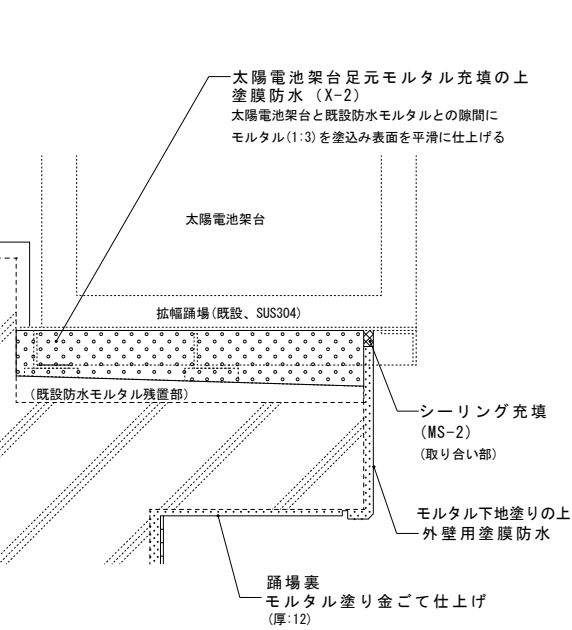
A 詳細図 S=1/10



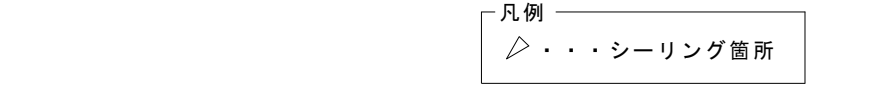
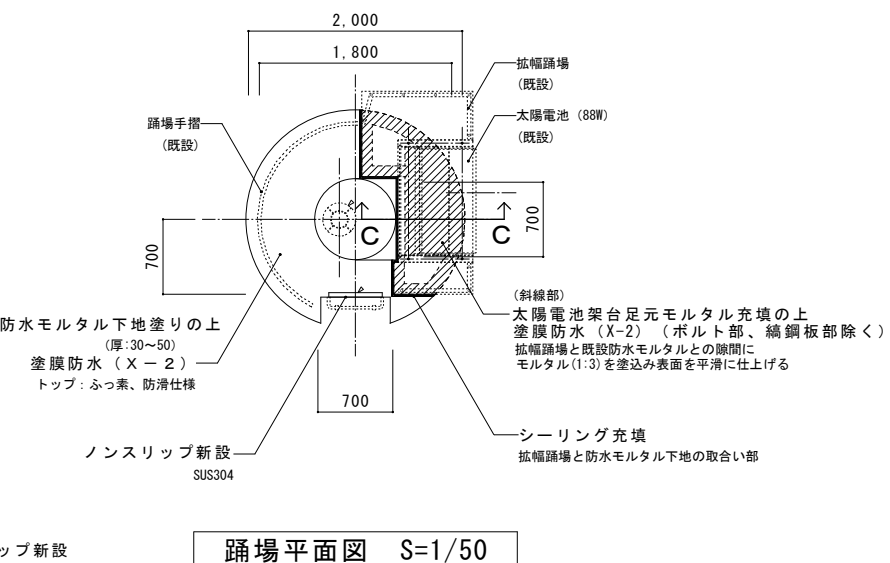
B 詳細図 S=1/10



C 詳細図 S=1/10

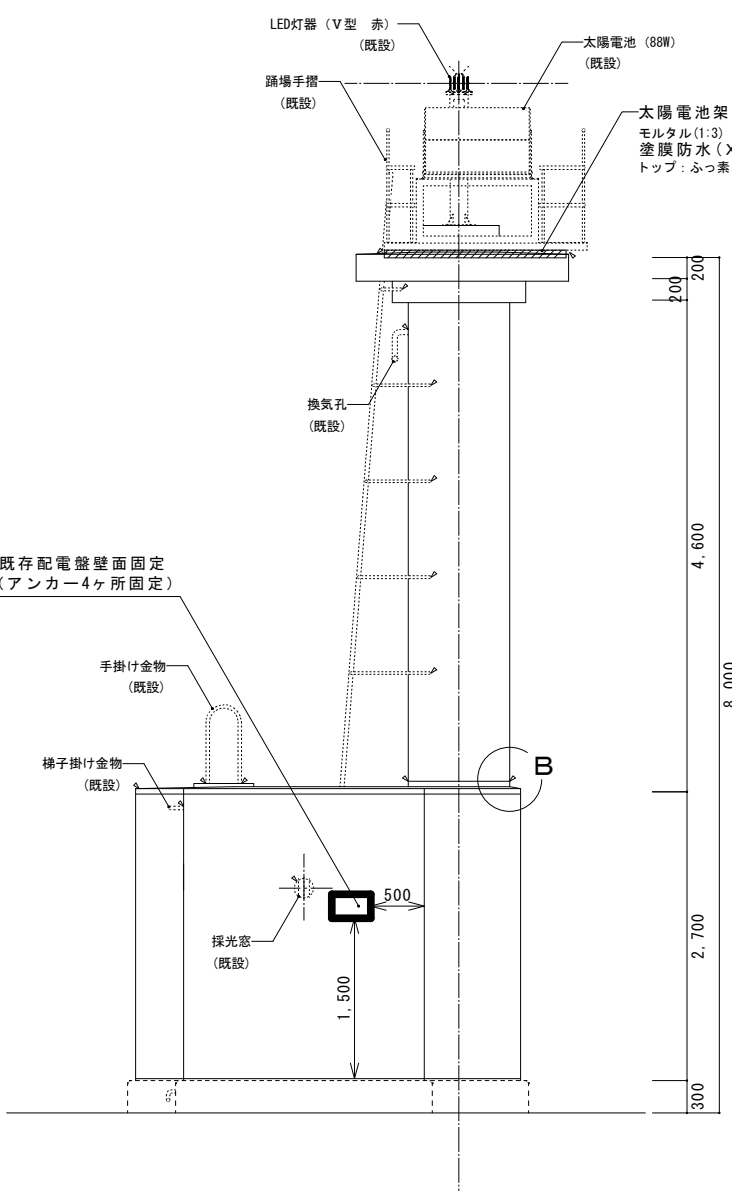


件 名	丹後竹野港防波堤灯台ほか 1 件施設外壁等特別修繕工事 (中浜港第二防波堤灯台)			
図面名称	修繕図	設計年月日	令和 8 年 4 月	
縮 尺	図 示	設 計	図 面 番 号	4 / 5
第八管区海上保安本部 交通部整備課				

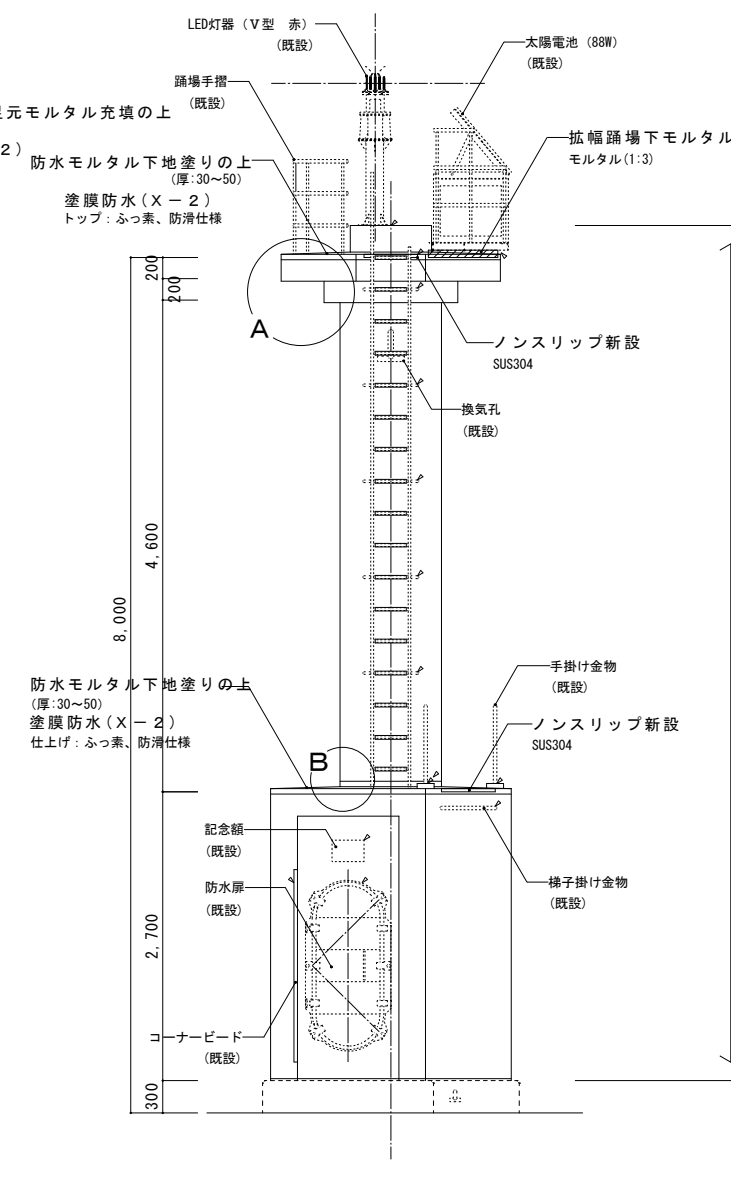


平面図 S=1/50

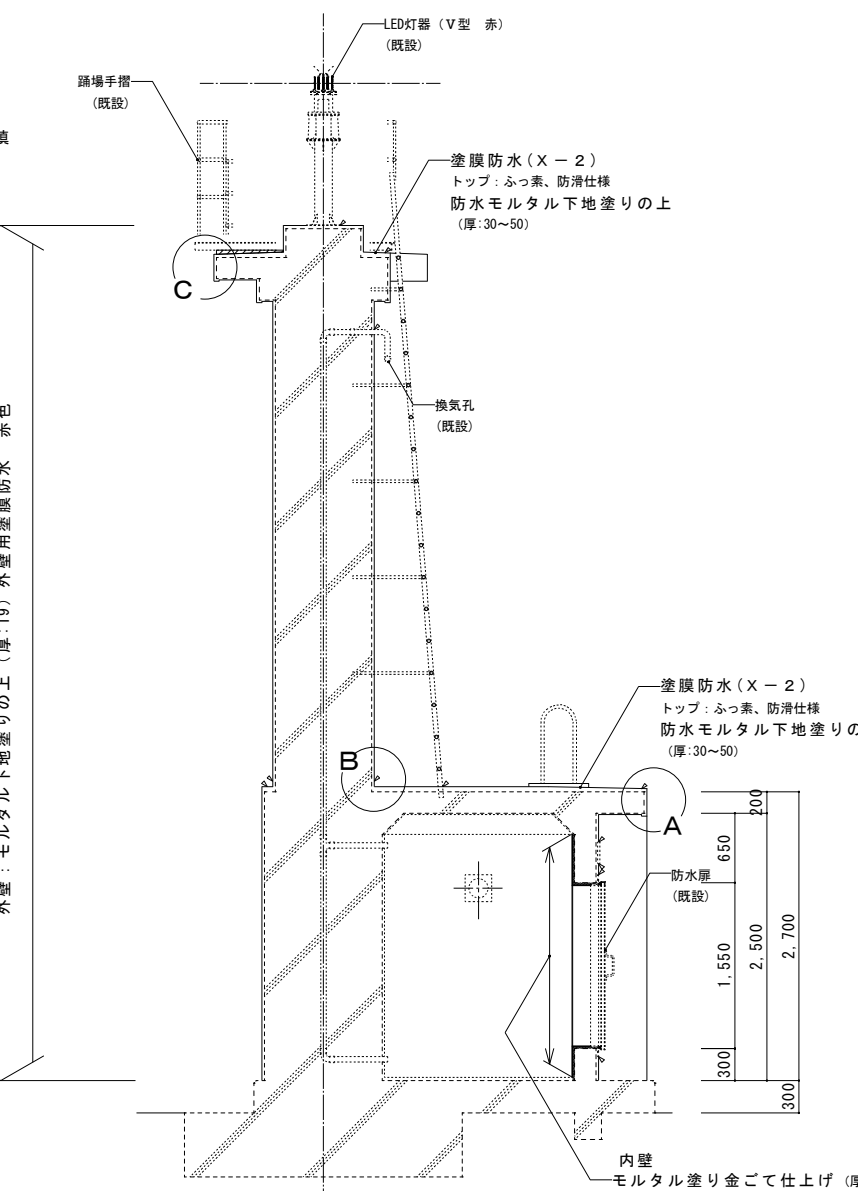
屋根平面図 S=1/50



側面立面図 S=1/50



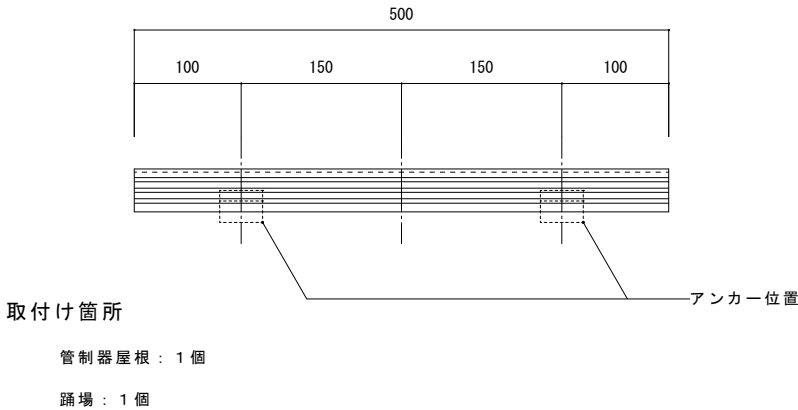
正面立面図 S=1/50



側面断面図 S=1/50

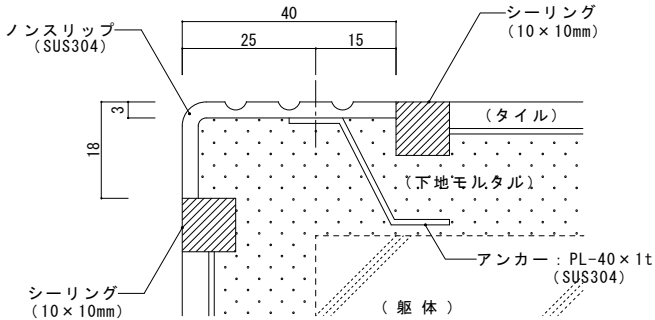
適用標識：丹後竹野港防波堤灯台
適用標識：中浜港第二防波堤灯台

ノンスリップ製作・取付図

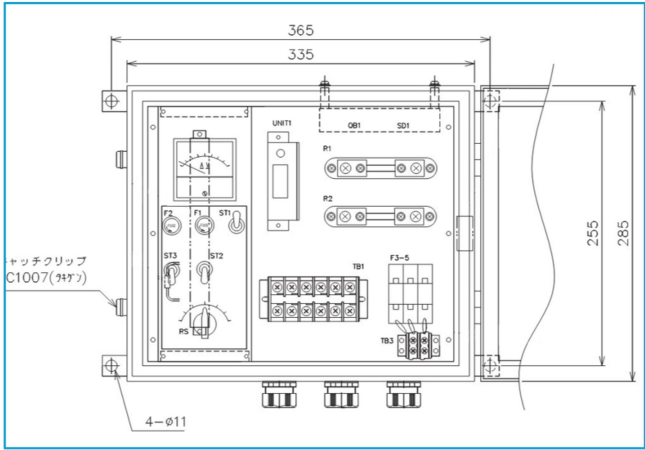


ノンスリップ姿図 S=1/5

製作数：4 個
丹後竹野：2 個
中浜港：2 個



取付図 S=1/1



中浜港第二防波堤灯台 管制器室

- ・ 図面に基づき、管制器室内の管制台上に仮置きしている太陽電池装置B型配電盤を壁面に固定する。
- ・ 金属拡張アンカー（SUS304 M10×80程度）4本で、図番3/5、4/5に示す壁面に堅牢に固定する。
- ・ 既設配電盤に接続されている配線3本は全て余長があるため、継足し延長は必要ないものとする。

既存太陽電池装置B型配電盤（参考図）

件 名	丹後竹野港防波堤灯台ほか 1 件施設外壁等特別修繕工事 (共通図)			
図面名称	ノンスリップ製作・取付図 既設配電盤詳細図			
縮 尺	図 示	設 計	設計年月日	令和 8 年 4 月
		O. Tanaka	図面番号	5
 第八管区海上保安本部 交通部整備課				